

## 肝がん・重度（非代償性）肝硬変

## 医療費を一部助成しています



条件を満たすと1医療機関あたりの1ヵ月の対象医療費が**1万円**になります。  
助成の対象となるのは、指定医療機関で受けた  
肝がん・重度肝硬変に関する入院医療費と肝がんに関する通院医療費です。

## 申請対象となる方（次の条件を全て満たす方）

- B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変と診断された方
- 医療保険に加入している方
- 下表の年齢区分に応じた区分に該当する方

年齢区分	対象区分
70歳未満	高額療養費制度の限度額適用認定証等の所得額の適用区分エ・オ
70歳以上75歳未満	高齢受給者証の一部負担金割合が2割
75歳以上	後期高齢者医療被保険者証の一部負担金割合が2割または1割

- 広島県に住民票のある方
- 研究に協力することに同意していただける方
- 過去12月以内に既に2月以上高額療養費の算定基準額を超えた方  
※対象医療だけで計算する必要があります。

(例) 申請月が令和4年9月の場合、×の期間に2回高額療養費算定基準額を超える必要があります。

令和 月	申請月																
	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
カウント期間				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				

## 新規申請に関する提出書類

- 交付申請書（県庁・県保健所支所・県ホームページで手に入ります）
- 個人票・同意書（記載については指定医療機関にご相談ください。）
- 医療記録票のコピー（記載については指定医療機関にご相談ください。）
- 申請者の保険証のコピー
- 保険者照会にかかる同意書
- 申請者の限度額適用認定証のコピー※
- 申請者の住民票の写し（発行日から概ね3ヵ月以内のもの）

※70歳以上で所得区分が「一般所得」の場合  
医療保険者へ限度額認定証の発行ができるかお問い合わせください。  
（医療保険者とは、保険証の発行元の機関です。）  
所得が多く限度額認定証が発行できない場合、限度額認定証の提出は不要です。



# 医療費助成を受けるための流れ（新規）

1. 【指定医療機関の場合】医療記録票（様式第9-1号）を書いてもらう  
【指定のない医療機関の場合】  
医療記録票（様式第9-1号）を書いてもらうか、様式第9-2号を自分で書く
2. 指定医療機関で説明を受け同意書にサインし、個人票を書いてもらう
3. 必要書類をそろえて県庁薬務課か近くの県保健所（支所）に申請する（郵送・持参）
4. 認定協議会で書類が協議される（月に1回、上旬～中旬に開催）
5. 認定協議会で認定されると、参加者証が県庁から郵送される
6. 入院・通院で対象医療を受けるときは参加者証・医療記録票を提示する（有効期間＝助成対象月ではありません。）



指定医療機関って？

広島県に申請をし、指定を受けた医療機関です。  
指定医療機関で受けた対象の医療だけが助成の対象です。  
（薬局は全ての保険薬局での対象の医療が助成の対象です。）  
どこが指定を受けているかは県庁や県保健所（支所）に問合せるか、  
広島県のホームページで確認してください。

広島 肝がん・重度 指定医療機関一覧

検索



## お問い合わせ・申請先一覧

名称	住所	電話番号
県庁薬務課 肝炎対策グループ	広島市中区基町10-52 本館6階	082-513-3078
西部保健所 保健課	廿日市市桜尾2-2-68	0829-32-1181
西部保健所広島支所 保健課	広島市中区基町10-52 農林庁舎1階	082-513-5526
西部保健所呉支所 厚生保健課	呉市西中央1-3-25	0823-22-5400
西部東保健所 保健課	東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911
東部保健所 保健課	尾道市古浜町26-12	0848-25-2011
東部保健所福山支所 保健課	福山市三吉町1-1-1	084-921-1417
北部保健所 保健課	三次市十日市東4-6-1	0824-63-5186